

一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集規程

(名称)

第1条 本誌は、一般社団法人日本社会福祉学会の機関誌『社会福祉学』(Japanese Journal of Social Welfare)と称する。

(目的)

第2条 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。

(資格)

第3条 本誌に投稿を希望する者は、共著者も含めて、会員資格を得ていなければならない。

(発行)

第4条 本誌は、原則として1年1巻とし、4号に分けて発行するものとする。ただし、これとは別に英文論文のみを掲載する特別号を発行することができる。

(内容)

第5条 本誌に、論文・実践報告・資料解題・調査報告・海外社会福祉研究・書評・学会情報などの各欄を設ける。

(編集)

第6条 本誌の編集は、一般社団法人日本社会福祉学会定款第57条に基づき機関誌編集委員会(以下「委員会」)が行う。

(委員会の役割)

第7条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

(執筆要領)

第8条 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。英文論文特別号については、別に定める英文論文投稿要領(Instructions to Authors)を順守する。

(著作権)

第9条 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。

(事務局)

第10条 編集事務局は、一般社団法人日本社会福祉学会事務局に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

- 附則
1. この規程は、2010年4月1日より施行する。
 2. この規程は、2012年5月26日より施行する。
 3. この規程は、2012年8月4日より施行する。
 4. この規程は、2016年12月10日より施行する。